

30清監収第1007号の3
平成31年 1月11日

(略)

清瀬市監査委員 日下 直喜

清瀬市監査委員 斉藤 実

住民監査請求について（通知）

平成30年12月7日に提出された「清瀬市職員措置請求書」に基づく住民監査請求については、別紙の理由により監査を実施しないこととしたので通知します。

第1 請求人

(略)

第2 請求書の提出

平成30年12月7日

第3 請求の内容

1 主張（原文のまま記載）

同日同伴した渋谷金太郎の妻と一緒に施設等を見学している為に公用とはみなせない。

2 措置請求（原文のまま記載）

平成29年10月17日付の申請書を渋谷金太郎に対する旅費1泊分過払いの返納を求めるもの。

第4 要件審査

法第242条1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財産の管理を怠る事実等の違法・不当な財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求の期間について、同条2項は、財務会計行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできないとし、正当な理由があるときはこの限りではないと定めている。

旅費は、職員（市長等の特別職も含む。以下同じ。）の出張に係わる出張命令に基づき、職員がそれに従って公務のために旅行をした場合に支出されるものであり、清瀬市職員の旅費に関する条例及び清瀬市会計事務規則の規定に基づき、清算手続を完了する財務会計上の行為として公金の支出に当たるものである。

本件請求において、請求人は渋谷金太郎市長が第79回全国都市問題会議及び平和関連施設の視察（沖縄県）に出張に行ったことは、一部私用に当たり、渋谷金太郎市長に対する不当利得返還請求権（以下「本件支出」という。）の行使を怠っているとして、本件債権の行使を求めているものと解される。

ところで、本件支出は請求者から提出された事実を証明する書面の中で、平成29年11月27日に旅費の清算手続が完了し財務会計行為が終わった日と確認したが、請求人は「私がこの事実を知ったのは平成30年12月5日であったため監査請求が遅れた」とのことから、本件支出後1年を超えて監査請求をしたことは、法第242条2項のただし書に定める正当な理由があると主張している。

普通地方公共団体において違法・不当に財産の管理を怠る事実があるとして住民監査請求があった場合の請求の期間の起算日について、昭和62年2月20日の最高裁判決によれば、「普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法第

242条1項の規定による住民監査請求があつた場合に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあつた日又は終わつた日を基準として同条2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。」とされている。

また、正当な理由の有無については、平成14年9月12日の最高裁判決によれば、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている。

したがって、本件請求は怠る事実の発生原因である本件支出があつてから1年以上経過して行われており、また、請求人が主張する正当な理由についても、客観的にみて住民が相当の注意力をもって調査したとは言えず、正当な理由があるとは認められない。

よって、法第242条の住民監査請求の要件を満たしていないため本件請求は不適法なものと認められるので、これを却下する。